

令和8年度
和泊町重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年4月

1. 重層的支援体制整備事業の実施背景

少子高齢化や核家族化が進行する中で社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護の「ダブルケア」、本来は大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」と言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が難しい新たな課題が生じています。

このような中、国において、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」という理念が新たに生まれました。さらに、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

2. 重層的支援体制整備事業とは

高齢・障がい・子ども・生活困窮などの分野ごとの支援では取りこぼしてしまうような制度の狭間のケースに向き合うため、各分野が手を取り合い、重なり合って支援することで、制度のすき間を埋める体制づくりです。

相談機関が重なり合って支援するため課題や目標を共有しやすくなります。

3. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ. 相談支援、Ⅱ. 参加支援、Ⅲ. 地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施するものです。

Ⅰ. 相談支援として、まず、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち複雑化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、本人との関係性の構築に向けた支援を行います。

Ⅱ. 参加支援として、相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業により、本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持つよう支援します。

Ⅲ. 地域づくりに向けた支援として、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支えあう関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止に努めます。

以上の事業が相互に重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。

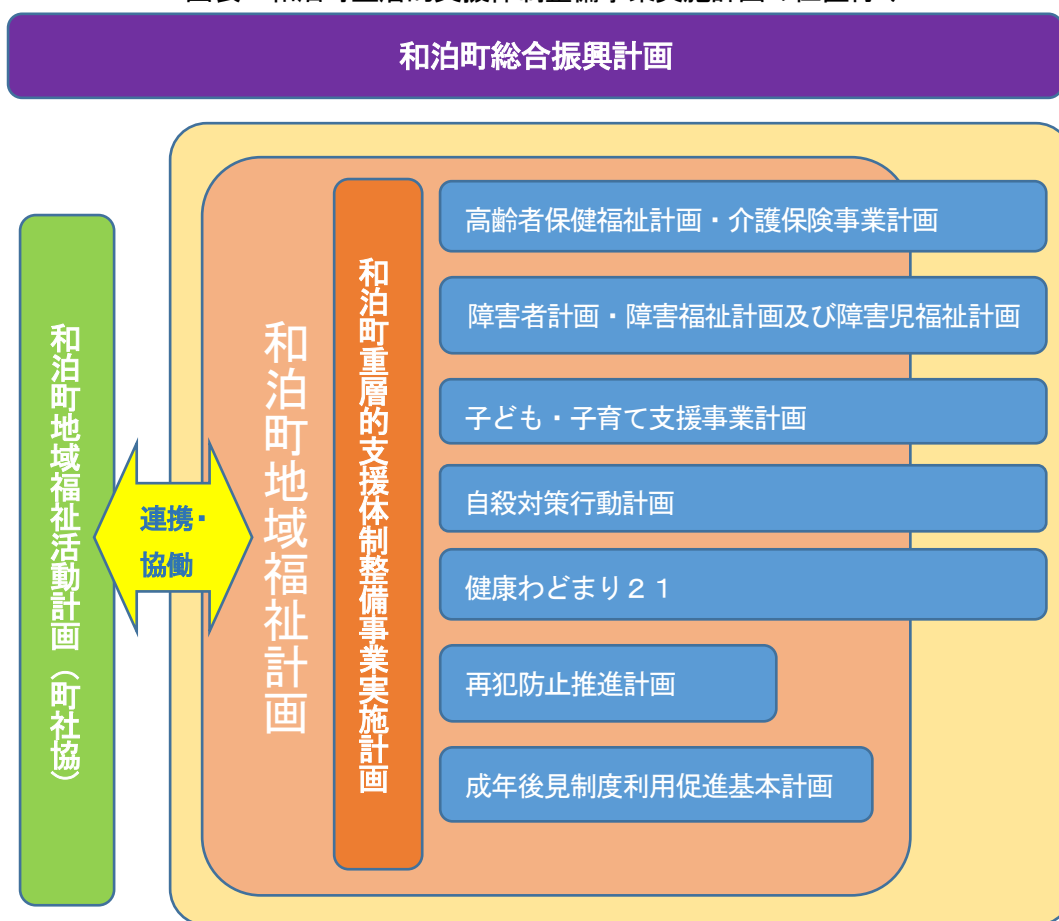
(2) 計画の位置づけ・他計画との関連

本計画は、社会福祉法（以下「法」という）第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた計画です。

福祉の上位計画である「和泊町地域福祉計画」の基本理念に基づき、特に同計画の重点施策の一つである「包括的な相談支援体制の整備」について、より具体的に必要な事項を定めたものであり、同計画に付随する計画です。

併せて、最上位計画である「第6次和泊町総合振興計画」や福祉における各分野の個別計画とも整合性を図り、取り組んでまいります。

図表 和泊町重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け



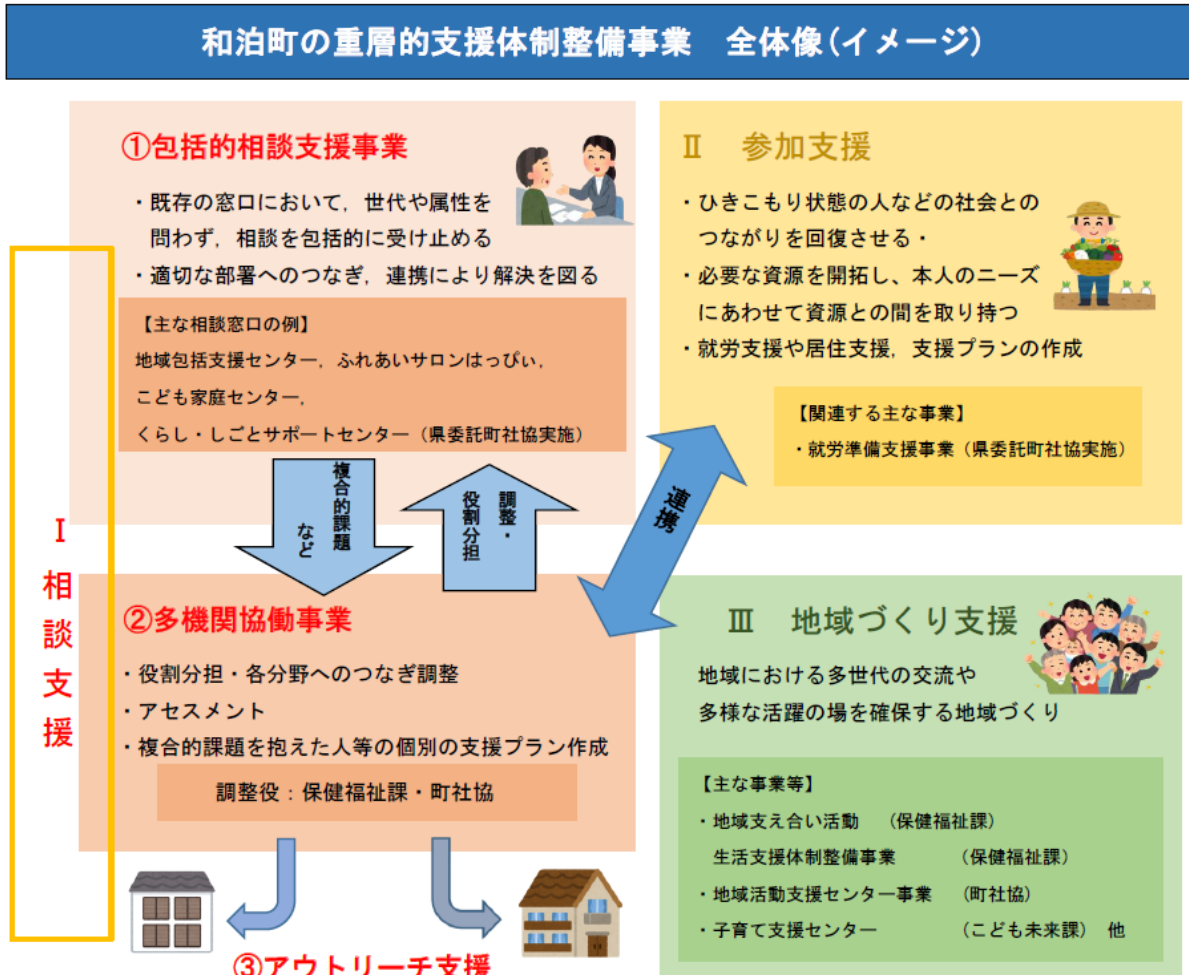
(3) 計画の期間

本計画の実施期間は令和8年度1年間とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
和泊町重層的支援体制整備事業実施計画		→	→	→
和泊町地域福祉計画	第1期 →	第2期(R8-R13)		

4. 和泊町における重層的支援体制整備事業

町では下図に示す通り、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、一体的に行う3つの支援（Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくり支援）に係る事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで、誰ひとり取り残さない体制の構築を目指します。



Ⅰ. 相談支援

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

相談者の属性（介護、障害、子供等）、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

(対象事業)

分野	機関・事業名	所管	設置形態	地域福祉計画の位置付け
高齢介護	地域包括支援センターの運営	保健福祉課	直営	第4章2（3）、3（2）
障害福祉	障害者相談支援事業	保健福祉課	直営	第4章2（3）、3（2）
児童福祉	こども家庭センター	こども未来課	直営	第4章2（3）、3（2）
生活困窮	福祉事務所未設置町村による相談事業	保健福祉課	社協委託	第4章3（4）

(関連する主な取り組み)

分野	機関・事業名	所管	設置形態	地域福祉計画の位置付け
生活困窮	自立相談支援事業	県	社協委託	第4章3(2), 3(4)

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

複合化・複雑化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けます。多くの事案は、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されることから、本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に係る情報を幅広く収集します。

【取り組み】

- ①電話やメール等による24時間365日総合相談窓口の設置。
- ②相談支援事業に関わる関係機関との情報共有・連携（12回）。
- ③区長・民生委員児童員及び見守りサポーター等との連携（600回）と情報収集。
- ④緊急医療情報キット交付事業（100回）や生活支援サービス事業（150回）における訪問調査等を通じた生活課題やニーズ等の把握。
- ⑤見守り活動（災害時含む）及びサロン活動等の支援活動（80回）を通じた地域生活課題等の情報収集。
- ⑥生活困窮者自立支援連絡会議（12回）、地域見守りネットワーク連絡会（2回）、権利擁護等推進協議会（3回）への参加による情報収集と連携。
- ⑦様々な媒体やSNS等を活用した相談窓口の広報啓発。

(3) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を担います。

【取り組み】

コーディネーターの育成・配置1名
まるとサポートミーティング12回開催
重層的支援会議・支援会議16回開催

(対象事業)

分野	機関・事業名	所管	設置形態	地域福祉計画の位置付け
児童福祉	要保護児童対策地域協議会	こども未来課	直営	第4章3(3)

(関連する主な取り組み)

分野	機関・事業所名	所管	設置形態	地域福祉計画の位置付け
高齢介護	地域ケア会議	保健福祉課	直営	第4章2(3)
生活困窮	生活困窮者支援連絡会議	県	社協委託	第4章3(4)

II. 参加支援（法第106条の4第2項第2号）

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

【取組み】

- ①支援関係機関や民生委員児童委員協議会の会合等（30回）への参加による情報収集。（就労、サービス利用、地域活動、不登校等）
- ②既存の社会資源の調査（30回）・登録（11件）及び各種団体等への働きかけによる連携支援の構築。
- ③当事者のニーズ把握及び社会資源とのマッチング及びフォローアップ支援。
- ④社会参加活動の運営に関する支援の実施。（生活支援サービス事業・ボランティア団体・サロン等）
- ⑤社会資源（各種団体、事業所等）との定期的な情報共有、意見交換の場の設置。

（関連する主な取組み）

分野	事業名	所管	設置形態	地域福祉計画の位置付け
生活困窮	就労準備支援事業	県	社協委託	第4章3（4）

III. 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

各事業の対象者の居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるように働きかけます。

（対象事業）

分野	事業名	所管	設置形態	地域福祉計画の位置付け
高齢介護	地域介護予防活動支援事業 （高齢者元気度アップ・ポイント）	保健福祉課	直営	第4章1（1）
高齢介護	生活支援体制整備事業	保健福祉課	社協委託	第4章2（2）
障害福祉	地域活動支援センター事業	保健福祉課	社協委託	第4章2（3）
児童福祉	地域子育て支援拠点事業	こども未来課	直営	第4章2（3）
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業（地域支え合い活動）	保健福祉課	社協委託	第4章2（1）

4. 会議体の設置・運営

町で重層的支援体制整備事業を運営するにあたり、下記の会議を適宜開催します。

(1) 重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン（個別支援計画）の策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議②プラン終結時等の評価③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。この会議は、国の重層的支援体制整備事業実施要綱5の1（3）のキの規定に基づき設置します。

根拠法令等	重層的支援体制整備事業実施要綱，和泊町重層的支援体制整備事業実施要綱
開催頻度	年6回
構成員	町関係各課，和泊町社会福祉協議会，その他町長が必要があると認める者

(2) 支援会議

複合化・複雑化した課題等があり支援が必要である（と思われる）にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。

根拠法令等	社会福祉法，和泊町重層的支援体制整備事業実施要綱
開催頻度	年10回
構成員	町関係各課，和泊町社会福祉協議会，その他町長が必要があると認める者

(3) 重層的支援推進会議

庁内の関係課及び支援関係機関のネットワークの構築及び活用を目的とした会議であり、地域支え合い活動推進会議を充てるものとします。また、本事業の評価・見直しについても協議します。

根拠法令等	社会福祉法，和泊町重層的支援体制整備事業実施要綱
開催頻度	年1回
構成員	和泊町地域支え合い活動推進会議委員

5. 人材育成

県社会福祉協議会主催による地域包括支援体制人材養成研修会等を積極的に活用し、本事業の推進に必要な人材の育成を図ります。

【取組み】

地域包括支援体制人材養成研修会 受講者2名